

老計第46号
平成12年11月21日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生省老人保健福祉局
計画課長

「ショートステイ床の特別養護老人ホームへの転換について」の一部改正について

標記については、平成12年3月16日付老計第9号老人福祉計画課長通知（以下、「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を下記のとおり改正し、平成13年1月1日から施行することとしたので、遺漏のないようお取り計らい願いたい。

また、通知2の③の要件については、その必要性に關し、今後、引き続き検討することとしているので、貴職におかれでは、個別事例に応じ、適宜、各地域における実態等について、当職あて情報提供等をお願いしたい。

なお、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法人に対しても、この旨周知を図られたい。

記

- 1 2の②中「20%以内」を「50%以内」に改める。
- 2 2の②中「緊急やむを得ない場合を除き」を「施設の規模、需要の充足度等の地域の特性に応じて都道府県がやむを得ないものとして認めた場合を除き」に改める。
- 3 4中「平成12年4月1日から」を「平成13年1月1日から」に改める。

別紙

「ショートステイ床の特別養護老人ホームへの転換について」（平成12年3月16日付老計第9号）
 の一部改正について（下線部分は改正部分）

	新	旧
1 基本的考え方	1 基本的考え方 (略)	1 基本的考え方 (略)
2 特別養護老人ホームへの転換における要件	2 特別養護老人ホームへの転換における要件 (略)	2 特別養護老人ホームへの転換における要件 (略)
	<p>① 特別養護老人ホームの入所待機者があるなど、特別養護老人ホームの整備が不足している地域であって、かつ、特別養護老人ホームへの転換を行つても、地域の短期入所サービスの需要に応じられること。</p> <p>② 特別養護老人ホームに転換する老人ショートステイ床数は、1施設あたり、原則として当該施設の老人ショートステイ床数の<u>50%</u>以内となつていてこと。</p> <p>なお、地域の短期入所サービスへの対応の必要性にかんがみ、転換後の老人ショートステイ床が<u>10床未満</u>となるものについては、施設の規模、需要の充足度等の特性に応じて都道府県がやむを得ないものとして認めた場合を除き、<u>10床未満</u>となる老人ショートステイ床部分は、転換を認めないと。</p>	<p>① 特別養護老人ホームの入所待機者があるなど、特別養護老人ホームの整備が不足している地域であって、かつ、特別養護老人ホームへの転換を行つても、地域の短期入所サービスの需要に応じられること。</p> <p>② 特別養護老人ホームに転換する老人ショートステイ床数は、1施設あたり、原則として当該施設の老人ショートステイ床数の<u>20%</u>以内となつていてこと。</p> <p>なお、地域の短期入所サービスへの対応の必要性にかんがみ、転換後の老人ショートステイ床が<u>10床未満</u>となるものについては、緊急やむを得ない場合は、<u>10床未満</u>となる老人ショートステイ床部分は、転換を認めないと。</p>

新	旧
(3) 転換による特別養護老人ホームの増床数が、都道府県介護保険事業支援計画における平成16年度の特別養護老人ホームの必要入所定員総数の範囲内であること。	(3) 転換による特別養護老人ホームの増床数が、都道府県介護保険事業支援計画における平成16年度の特別養護老人ホームの必要入所定員総数の範囲内であること。
(4) 都道府県において、関係市区町村と協議した上で、1年から5年程度を期間とする転換の計画が定められていること。なお、緊急に対応する必要がある場合には、当該計画の作成が事後となつても差し支えない。	(4) 都道府県において、関係市区町村と協議した上で、1年から5年程度を期間とする転換の計画が定められていること。なお、緊急に対応する必要がある場合には、当該計画の作成が事後となつても差し支えない。
(5) その他、必要に応じ都道府県、指定都市及び中核市が地域の実情を踏まえて設定する条件が満たされていること。	(5) その他、必要に応じ都道府県、指定都市及び中核市が地域の実情を踏まえて設定する条件が満たされていること。
3 転換に伴う財産処分手続等 (略)	3 転換に伴う財産処分手續等 (略)
4 実施期間 本通知の取扱いを行う期間は、平成13年1月1日から平成17年3月31日までとする。	4 実施期間 本通知の取扱いを行いう期間は、平成12年4月1日から平成17年3月31日までとする。
5 その他 (1)～(4) (略)	5 その他 (1)～(4) (略)